

# 大磯町町税等滞納削減の ための第5次行動プラン

令和8年度～令和10年度

令和8年3月

大磯町

## 目次

1	はじめに.....	2
2	現状と課題（過去5年間の推移）.....	2
3	滞納削減のための取組方針（令和8年度～令和10年度）.....	7
4	具体的な取組（令和8年度～令和10年度）.....	10
5	第5次行動プランの進行管理と見直し.....	13
	資料編.....	14

## 1 はじめに

本町においては、町税等の滞納額（収入未済額）が累積している状況を解決するため、平成 26 年度に「大磯町町税等滞納削減のための行動プラン」を策定して以来、3 年ごとにプランを改定しながら、全庁体制で滞納額の削減に向けて取組を進めてきました。

これまでの期間において、平成 25 年 5 月に開始したコンビニエンスストアによる収納の取扱い科目の拡大、令和 4 年 4 月から順次キャッシュレス収納の導入など、納付環境の整備を進めてきました。

また、滞納整理においては、滞納処分（差押え）を前提とした取組を中心に徴収の強化を図り、滞納額の削減に取り組んできました。

第 4 次行動プランは、令和 7 年度が計画期間の最終年度となります。厳しい財政状況の中、町税等は町政運営における貴重な自主財源であり、その確保と負担の公平性から、更なる徴収率の向上を目指し、より積極的な滞納整理に努めていく必要があることから、令和 8 年度を初年度とする「大磯町町税等滞納削減のための第 5 次行動プラン（令和 8～10 年度）」を策定します。

## 2 現状と課題（過去 5 年間の推移）

### ① 全体の状況

令和 6 年度末の町税等の滞納額は、約 2 億 5,198 万円で、令和 2 年度末の滞納額約 2 億 8,736 万円と比較すると、5 年間で約 3,538 万円を削減しました。

徴収率（現年度分）は 99% 台を維持していますが、一方で、滞納繰越分は催告や差押えを実施したものの、令和 6 年度の徴収率（滞納繰越分）は 16.8%にとどまり、滞納額の削減が停滞している状況です。

（単位：千円、%）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	5 年間の 削減額
滞納額 (収入未済額)	287,361	244,705	243,619	247,654	251,976	35,385
徴収率 (現年度分)	98.9	99.1	99.1	99.1	99.2	
徴収率 (滞納繰越分)	25.6	29.3	21.9	20.2	16.8	

※ 滞納額（収入未済額）は、各年度末における現年度分と滞納繰越分の収入未済額の合計

参照 資料 1-1～資料 1-4

## ② 町税の状況

町税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の滞納額は、令和6年度末の町税等の滞納額全体の約45.9%を占めており、その削減が大きな課題となっています。滞納額は5年間で約3,225万円を削減しましたが、令和6年度は前年度より滞納額が増加しています。また、徴収率（現年度分）は99%台を維持しているものの、徴収率（滞納繰越分）は、徴収困難案件の累積などの理由により低下傾向にあります。

（単位：千円、%）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	5年間の 削減額
滞納額 (収入未済額)	148,489	120,348	116,220	115,350	116,235	32,254
徴収率 (現年度分)	99.28	99.62	99.41	99.48	99.56	
徴収率 (滞納繰越分)	23.28	29.16	21.43	19.66	14.73	

※ 滞納額（収入未済額）は、各年度末における現年度分と滞納繰越分の収入未済額の合計

### ＜分析＞

ア 令和6年度の市町村別の徴収率（現年度分）は、14町村中4位の99.56%で、町村平均（99.23%）を上回っています。キャッシュレス収納の導入による納税環境の整備と、文書や電話による催告強化等の取組の成果が現れています。

【参考】県内町村の徴収率（現年度分）上位3団体（令和6年度）

開成町 99.74%、中井町 99.68%、清川村 99.62%

イ 令和6年度の市町村別の徴収率（滞納繰越分）は、14町村中13位の14.73%で、町村平均（25.18%）を大幅に下回っています。

【参考】県内町村の徴収率（滞納繰越分）上位3団体（令和6年度）

開成町 43.14%、二宮町 36.79%、中井町 36.71%

ウ 町税全体の調定額に占める滞納額（滞納繰越分）の割合が低い団体は、徴収率（滞納繰越分）が高い傾向にあります。その割合は、町村平均の2.45%に対し、本町は2.33%と平均値を若干下回っている状況です。

【参考】県内町村の滞納額（滞納繰越分）の割合上位3団体（令和6年度）

清川村 0.34%、開成町 0.57%、中井町 0.86%

エ 滞納額が10万円に満たない少額滞納案件が滞納者全体の57.71%を占めており、文書や電話による催告を強化するなど、滞納整理の効率化を図る必要があります。

オ 上記イ～エから、滞納額（滞納繰越分）の徴収のため、未接触事案や停滞している事案を把握することで滞納整理の強化を図る一方、未処分者のうち無財産の者については、滞納処分の執行停止を適切に行うことにより、滞納額を削減する必要があります。

参照 資料2～資料3-4

### ③ 国民健康保険税の状況

国民健康保険税の滞納額は、令和6年度末の町税等の滞納額全体の約48.7%を占めており、滞納額の削減が大きな課題となっています。これまで、滞納整理強化期間を設定する中で、電話催告による現年度課税分の年度内徴収の徹底や、加入資格や所得調査による適正な賦課の実施により、滞納額は5年間で約479万円を削減し、徴収率（現年度分）は95%台を維持しています。

一方で、国民健康保険税はこれまでの滞納額が大きいこと、自営業者や非正規雇用者、年金受給者など比較的所得が低い人や、不安定な人が納税義務者に多く含まれること、普通徴収が多いことなどの制度的な理由で徴収が困難なケースが多く存在し、徴収率（滞納繰越分）が低下傾向にあることから、滞納額の削減が停滞している状況となっています。

（単位：千円、%）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	5年間の 削減額
滞納額 (収入未済額)	130,079	118,152	117,684	121,104	125,285	4,794
徴収率 (現年度分)	95.13	95.51	95.95	95.74	95.60	
徴収率 (滞納繰越分)	26.50	28.43	22.01	20.43	17.12	

※ 滞納額（収入未済額）は、各年度末における現年度分と滞納繰越分の収入未済額の合計

### ④ 後期高齢者医療保険料の状況

徴収率（現年度分）は99%台で、徴収率（滞納繰越分）は町税や国民健康保険税と比較すると比較的高い値を維持しているものの、滞納額のうち現年度分の滞納額（収入未済額）が滞納繰越分の収入額より多くなる年度もあり、その結果として滞納額が増加しています。

（単位：千円、%）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	5年間の 削減額
滞納額 (収入未済額)	3,328	4,734	5,547	5,888	4,467	▲1,139
徴収率 (現年度分)	99.61	99.71	99.53	99.66	99.74	
徴収率 (滞納繰越分)	46.88	38.57	33.19	28.41	42.67	

※ 滞納額（収入未済額）は、各年度末における現年度分と滞納繰越分の収入未済額の合計

## ⑤ 介護保険料の状況

徴収率（現年度分）は99%台を維持しているものの、徴収率（滞納繰越分）は低下傾向で、この5年間は、滞納額のうち現年度分の滞納額（収入未済額）が滞納繰越分の収入額より多く、その結果として滞納額が増加する要因となっており、徴収対策の改善が必要な状況となっています。

（単位：千円、％）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	5年間の 削減額
滞納額 (収入未済額)	5,465	5,178	4,169	5,311	5,989	▲524
徴収率 (現年度分)	99.60	99.61	99.92	99.69	99.65	
徴収率 (滞納繰越分)	42.55	40.47	20.21	15.37	18.40	

※ 滞納額（収入未済額）は、各年度末における現年度分と滞納繰越分の収入未済額の合計

### 《町税以外の分析》

ア 国民健康保険税については、令和6年度の町村別の徴収率（現年度分）は、14町村中4位の95.60%で、町村平均（94.82%）を上回っていますが、徴収率（滞納繰越分）は、14町村中10位の17.12%で、町村平均（21.84%）を大幅に下回っています。

【参考】県内町村の徴収率（現年度分）上位3団体（令和6年度）  
中井町 96.57%、山北町 95.87%、大井村 95.85%

【参考】県内町村の徴収率（滞納繰越分）上位3団体（令和6年度）  
清川村 38.93%、箱根町 34.41%、寒川町 27.01%

イ 令和6年度末の国民健康保険税の滞納者は351名で、その内訳として、現年度分のみを滞納している者（いわゆる新規滞納者）は172名、現年度分と滞納繰越分の両方を滞納している者は179名となっています。

新規滞納者は翌年度課税分も滞納となってしまう傾向が多いことから、滞納者の実態把握に努めた上で、新たな滞納者を増やさずに現年度分の年度内徴収をより強化する必要があります。

ウ 後期高齢者医療保険料については、令和6年度の町村別の徴収率（現年度分）は、14町村中7位の99.74%で、町村平均（99.64%）を上回っていますが、徴収率（滞納繰越分）は、13町村（清川村を除く）中8位の42.67%、町村平均（48.83%）を下回っています。

介護保険料については、令和6年度の町村別の徴収率（現年度分）は、14町村中7位の99.65%で、町村平均（99.61%）を上回っていますが、徴収率（滞納繰越分）は、14町村中9位の18.40%、町村平均（28.74%）を下回っ

ています。

保険料の徴収方法は、年金からの特別徴収の割合が多く、町税や国民健康保険税と比較すると徴収率（現年度分）は高い値で推移しています。しかしながら、徴収率（滞納繰越分）は県内町村の平均を下回り、全体として滞納額が増えている状況です。現年度分、滞納繰越分ともに徴収の強化をする必要があります。

エ 現年度分の年度内徴収をより強化していくために、高額案件については、あらかじめ税務課に連絡し、早期の財産調査や速やかに滞納処分を実施していくなど、滞納額を増やさない取組を進める必要があります。

参照 資料2（再掲）、資料4-1～資料4-4

### 3 滞納削減のための取組方針（令和8年度～令和10年度）

町税等の自主財源の確保及び納付者の負担の公平性を図るため、次の3項目を基本方針とし、厳正で的確な滞納整理を行うとともに、効率的な収納体制をより一層推進し、徴収率の向上と滞納額の削減を目指します。

《基本方針1》 現年度課税分の年度内徴収の徹底

《基本方針2》 新規滞納事案の発生の抑制

《基本方針3》 滞納繰越分の早期完結の徹底

《目標》

1 現年度分の徴収率を県内町村1位とすることを目指す。

目標徴収率（現年度分）：町税 99.80%、

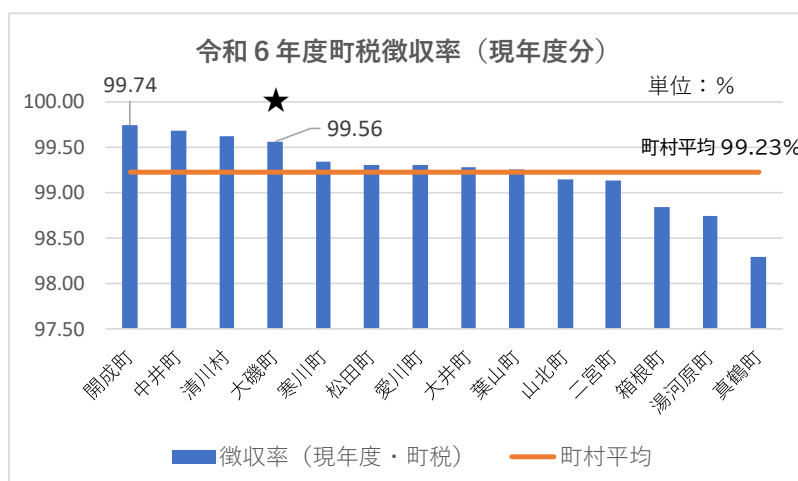
国民健康保険税 97.29%、

後期高齢者医療保険料 99.81%、

介護保険料 99.80%

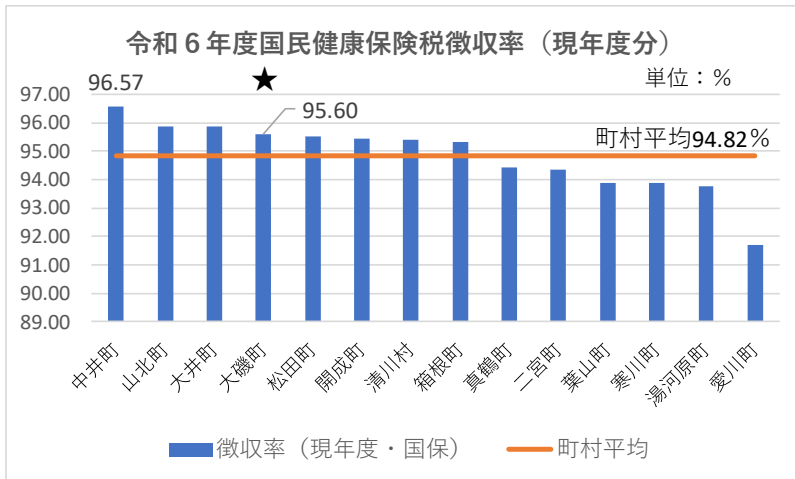
参照 参考①～④

【参考①：町税の令和6年度県内各町村の徴収率（現年度分）とその平均】



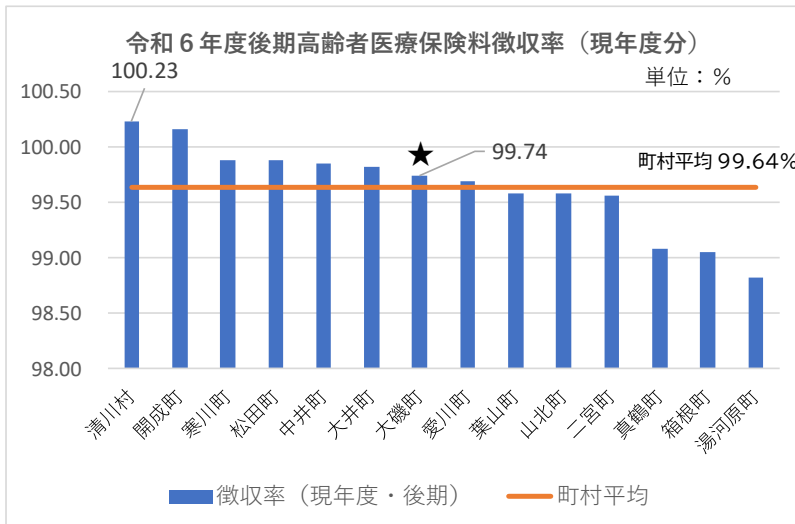
令和6年度末の町税の滞納者は552名で、そのうち現年度分のみ滞納者（新規滞納者）は136名となっており、この新規滞納者を発生させることなく徴収することができる徴収率99.80%（★）を目標とします。

【参考②：国民健康保険税の令和6年度県内各町村の徴収率（現年度分）とその平均】



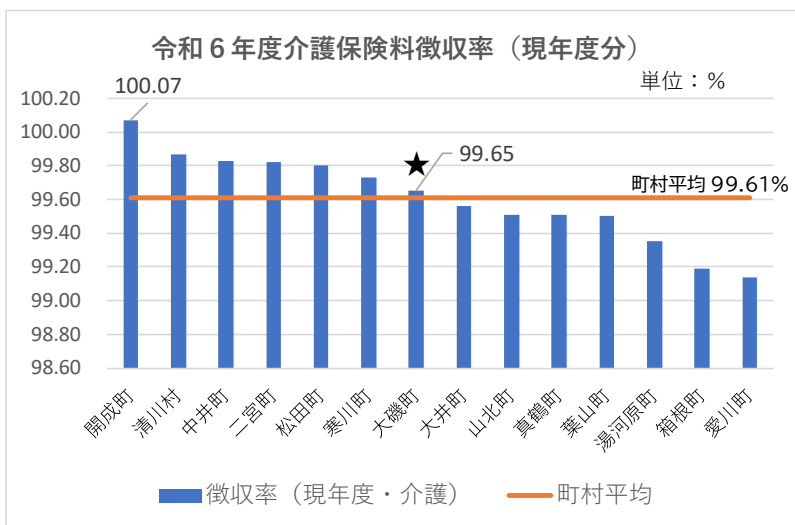
令和6年度末の国民健康保険税の滞納者は351名で、そのうち現年度分のみ滞納者（新規滞納者）は172名となっており、この新規滞納者を発生させることなく徴収することができる徴収率97.29%（★）を目標とします。

【参考③：後期高齢者医療保険料の令和6年度県内各町村の徴収率（現年度分）とその平均】



令和6年度末の後期高齢者医療保険料の滞納者は41名で、そのうち現年度分のみ滞納者（新規滞納者）は25名となっており、この新規滞納者を発生させることなく徴収することができる徴収率99.81%（★）を目標とします。

【参考④：介護保険料の令和6年度県内各町村の徴収率（現年度分）とその平均】



令和6年度末の介護保険料の滞納者は162名で、そのうち現年度分のみ滞納者（新規滞納者）は57名となっており、この新規滞納者を発生させることなく徴収することができる徴収率99.80%（★）を目標とします。

2 全体調定額に占める滞納額（滞納繰越分）を圧縮させる。

目標とする調定額に対する滞納額（滞納繰越分）の割合：

町税 0.69%、

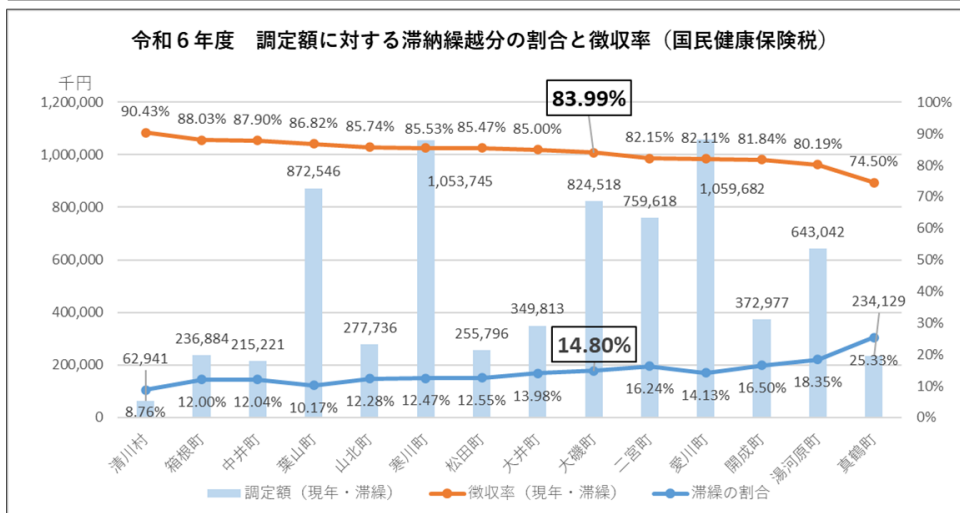
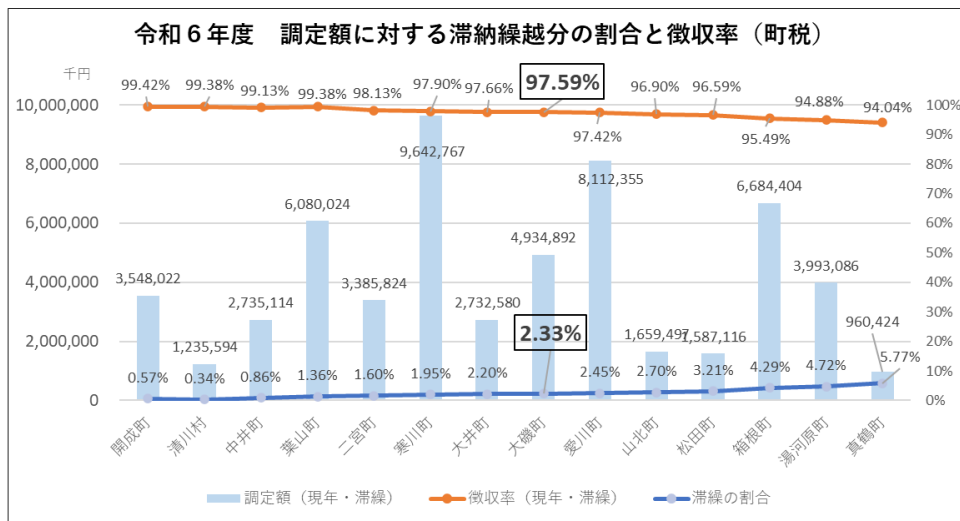
国民健康保険税 12.21%

町税等の滞納額のうち、その9割以上を占める町税と国民健康保険税について、目標を設定します。徴収率（滞納繰越分）の目標は、大口の収納に影響を受けることから、滞納額（滞納繰越分）の圧縮を目標とします。

下表では、徴収率が高い町村は、調定額に占める滞納額（滞納繰越分）の割合が小さいことが読み取れます。そこで、町税においては滞納額の占める割合が一番小さくなる値、国民健康保険税においては県内町村平均値を下回る値を目標として設定し、滞納額の削減を目標とします。

参照 参考⑤

【参考⑤】：令和6年度県内各町村の調定額に対する滞納繰越分の割合と徴収率の関係】



参照 資料5-1、資料5-2

## 《取組により見込む成果》

計画期間の取組により、令和10年度末の滞納額は約1億3,077万円となり、令和6年度末の滞納額約2億5,198円と比較して48.1%に当たる約1億2,121万円の削減が見込まれます。

(参考)【取組による滞納額の削減額(見込)】

(単位:千円・%)

	令和6年度末 滞納額	令和10年度末 滞納額	削減額	削減割合
町税	116,235	44,381	71,854	61.82
国民健康保険税	125,285	80,865	44,420	35.46
後期高齢者医療保険料	4,467	2,670	1,797	40.23
介護保険料	5,989	2,849	3,140	52.43
合計	251,976	130,765	121,211	48.10

※ 滞納額(収入未済額)は、各年度末における現年度分と滞納繰越分の収入未済額の合計

## 4 具体的な取組(令和8年度～令和10年度)

### (1) 現年度課税分

現年度課税分は税務課、町民課、福祉課の各課が徴収に当たります。目標達成のため、次のことに共通して取り組みます。

#### 《基本方針1》 現年度課税分の年度内徴収の徹底

#### ① 適切な納付計画と履行管理

- ・ 納期内一括納付を原則とし、納付が困難と判断される場合の例外的な措置として、徴収の猶予や換価の猶予などの分納を認める際は、1年以内に完納できる金額設定とします。
- ・ やむを得ず分納とした場合は、分納者に納付計画を着実に履行させ、不履行の場合は催告を徹底します。
- ・ 分納に限らず、各種催告で約束した納付約束の履行を確実に実施します。

#### ② 催告の徹底

- ・ 現年度課税分については、より多く接触することで徴収率の向上が図れることから、文書催告や電話催告を複数回実施します。
- ・ 文書催告は、自主納付を促すように文言を分かりやすくしたり、意匠を凝らした視認性の高い封筒を利用したりするなどの工夫をして確実に滞納者に届け、自主納付につなげます。
- ・ 電話催告は、賞与支給のタイミングや出納整理期間等に集中して行います。

### ③ デジタルを活用した徴収事務の効率化

- ・ 文書催告や電話催告に応じない滞納者に対し、視認性、着眼性の高いSMS（ショートメッセージ）の送信による滞納整理の早期着手の取組を検討します。
- ・ 預貯金照会システムを、預貯金だけでなく生命保険契約の照会にも拡大することで、財産調査の効率化を図り、年度内徴収の強化を図ります。

### ④ 担当課間の協力体制による徴収

- ・ 現年度課税分であっても滞納額が高額（概ね 10 万円を超えるもの）で年度内に完納が見通せないものについては、税務課をはじめ各科目の担当課が協力して徴収に当たります。

### ⑤ 窓口対応力の向上

- ・ 神奈川県等で行われる研修に積極的に参加し、納税折衝の交渉能力の向上を図ります。

#### 【参考】基本方針 1 の評価指標

納税の猶予件数、電話催告件数、文書催告件数、研修参加件数 など

## 《基本方針 2》 新規滞納事案の発生の抑制

### ① 口座振替の推進

- ・ 通知等に口座振替依頼書を同封するほか、窓口での手続や電話などの納付勧奨の際に必ず加入勧奨します。

### ② キャッシュレス納付の推進

- ・ スマホ決済アプリやクレジットカードなどのキャッシュレス納付を、町広報やホームページ、おおいそ防災・行政ナビ、町公式LINEなどで周知を図ります。

### ③ 納期内納付の推進

- ・ 納め忘れ防止の啓発の一環として、おおいそ防災・行政ナビ、町公式LINEを活用し、幅広く納期内納付を呼びかけるとともに、より効果的な啓発活動を検討します。

### ④ 納税啓発による納税意識の向上

- ・ 町広報やホームページ、おおいそ防災・行政ナビ、町公式LINEなどで町税や保険料に関する広報を広く行うことで、町税や保険料の制度や納付することへの理解を深め、広く納税者の納税意識の向上を図ります。
- ・ 外国人住民向けパンフレットを活用するなど、外国人住民に対する制度の周知・啓発を検討します。

## ⑤ 債権管理の適正化の推進

- ・ 対象者の居住実態の把握や、社会保険加入者である場合の国民健康保険脱退手続の促進により、町税や保険料賦課の適正化を図ります。
- ・ 町民税未申告者に対して申告の催告を実施し、町民税や国民健康保険税賦課の適正化を図ります。

### 【参考】基本方針2の評価指標

口座振替やキャッシュレス納付の割合、納期内納付件数、納税啓発実施件数 など

## (2) 滞納繰越分

滞納繰越分は、税務課が町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の各科目について、一括して徴収に当たります。

目標達成のため、次のことに取り組みます。

### 《基本方針3》 滞納繰越分の早期完結の徹底

#### ① 適切な納付計画と履行管理

- ・ 分割納付については、既存のものは納付額の見直し、新規のものは完納を見越した納付額を設定し早期の完結につなげます。
- ・ 履行管理を行い、分納不履行の場合は、催告や滞納処分を実施します。

#### ② 確実な滞納整理の実施

- ・ 滞納者の財産調査等を定期的の実施し、滞納者の生活状況や納付資力を把握します。
- ・ 財産が見つかった場合は滞納処分を実施します。
- ・ 処分できる財産がない場合や、生活が困窮している場合等の徴収が見込めない案件については、「大磯町町税滞納処分執行停止取扱基準」により状況を見極め、先送りすることなく滞納処分の執行停止を適正に行い、滞納額を縮減します。

#### ③ 不動産公売の実施

- ・ 納付が進まないもの、新たな滞納額が累積しているもの（いわゆる塩漬け状態）は、積極的に公売を実施し、滞納の解消を図ります。

#### ④ 高額、長期化した案件の取組強化

- ・ 長期に渡り滞納が継続している案件で差押え等の処分中のものは速やかに換価の可否を調査し、未処分の場合は状況の把握や滞納処分の可否を判断し、組織として事案の進展を図ります。

### 【参考】基本方針3の評価指標

財産調査実施件数、滞納処分件数、不動産公売件数 など

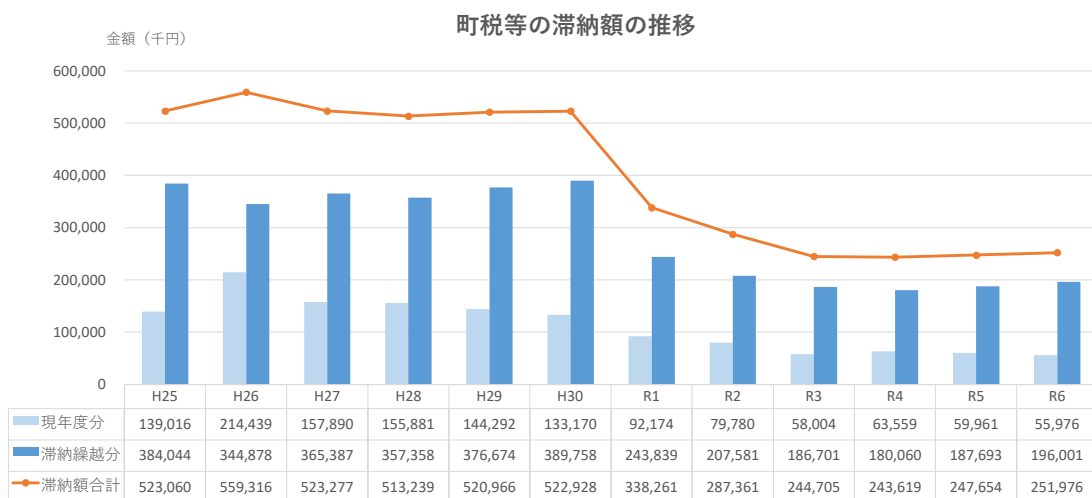
## 5 第5次行動プランの進行管理と見直し

町税等の滞納削減のために、各課で連携を図ります。また、基本方針の評価指標を参考に、各課の取組や徴収率の進捗状況等を定期的に把握し、プランの実効性を高めます。

なお、プランの進捗状況や、社会情勢などが大きく変化した場合などは、必要に応じて、プランの目標値や内容の見直しを行います。

(資料1-1) 町税等の滞納額の推移 (注) 第3次行動プランからは、下水道受益者負担金を除いた額

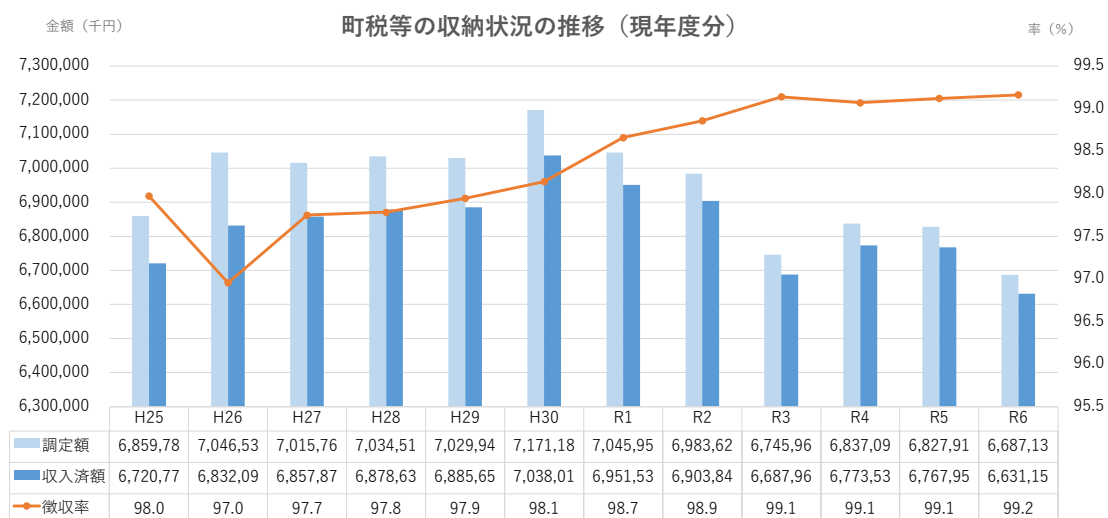
●令和元年度に高額滞納案件が解決し滞納額は大きく削減されたが、その後停滞が続いている。



1

(資料1-2) 町税等の収納状況の推移 (現年度分) (注) 第3次行動プランからは、下水道受益者負担金を除いた額

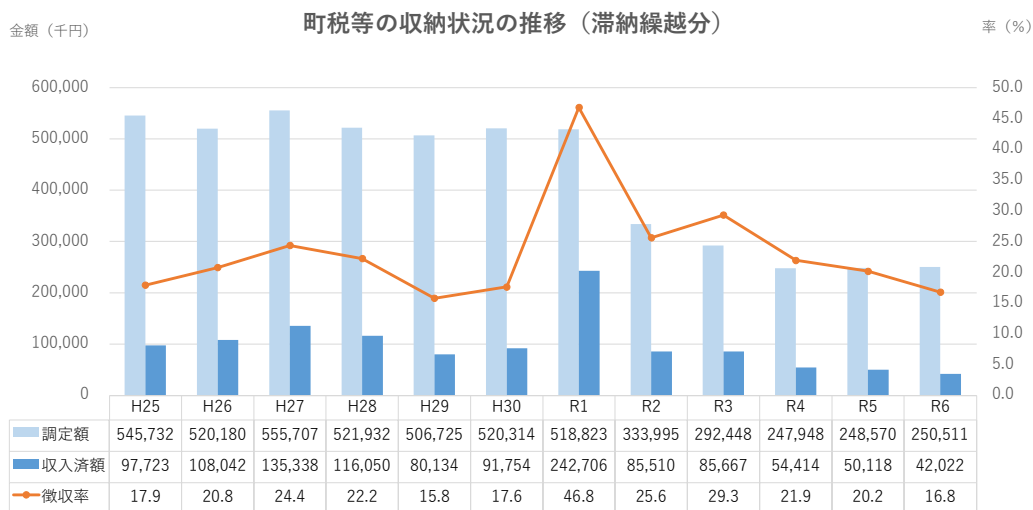
●徴収率 (現年度分) は、令和3年度以降99%台を推移している。



2

(資料1-3) 町税等の収納状況の推移 (滞納繰越分) (注) 第3次行動プランからは、下水道受益者負担金等を除いた額

●徴収率 (滞納繰越分) は、令和元年度に高額滞納案件の事案を解決したが、以降は下がり基調となっている。



3

(資料1-4) 直近5年間の差押えの状況 (注) 参加差押え、交付要求を除く

●滞納額が累積、完納の見通しが立たない滞納者に対し、債権の差押えを中心に実施しているが、令和3年度をピークに差押え件数は減少している。

**【直近5年間の差押えの状況】**

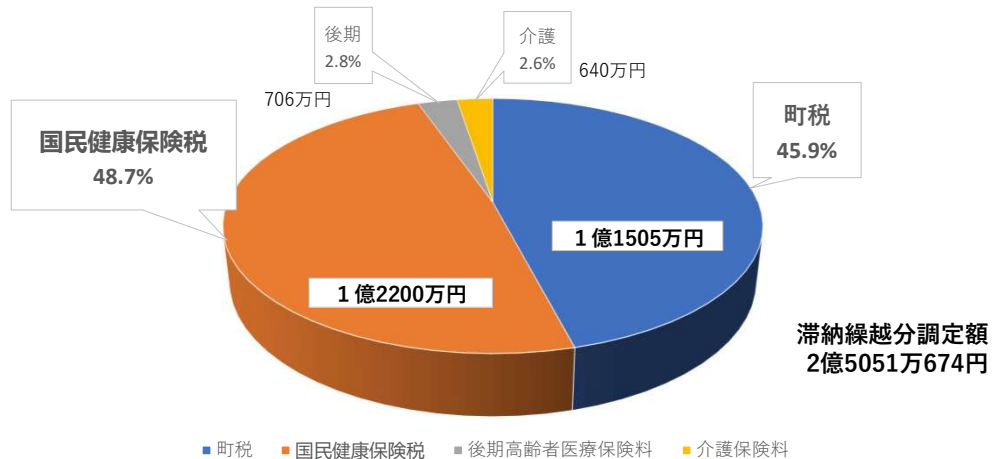
財産の種類	第3次行動プラン			第4次行動プラン	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給与	4件	15件	4件	2件	0件
生命保険	32件	29件	32件	27件	32件
売掛金	0件	4件	1件	0件	0件
預貯金	41件	61件	40件	58件	31件
自動車	1件	2件	1件	0件	0件
不動産	7件	17件	31件	9件	7件
その他	5件	13件	6件	7件	0件
<b>合計</b>	<b>90件</b>	<b>141件</b>	<b>115件</b>	<b>103件</b>	<b>70件</b>

4

(資料2) 令和6年度滞納繰越分の構成割合(科目ごと)

●町税、国民健康保険税が滞納繰越分の95%を占めている。

令和6年度滞納繰越分の構成割合(科目ごと)

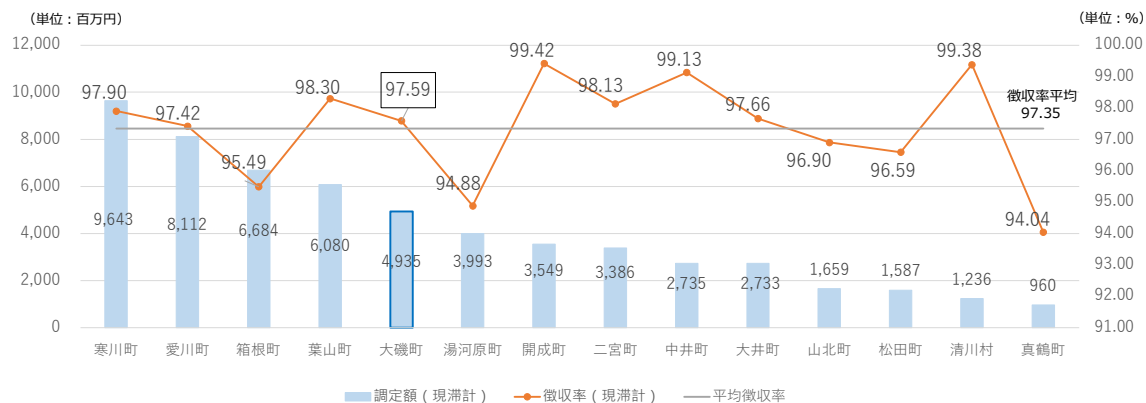


5

(資料3-1) 町税の調定額と徴収率(町税/現滞計)

- 町税の調定額は、寒川町が96億4,300万円で最も大きく、真鶴町が9億6,000万円で最も小さい。
- 徴収率は、開成町が99.42%で1位、平均は97.35%。
- 大磯町は、徴収率が97.59%で8位。平均並みである。

令和6年度 町税調定額と徴収率(町税/現滞計)

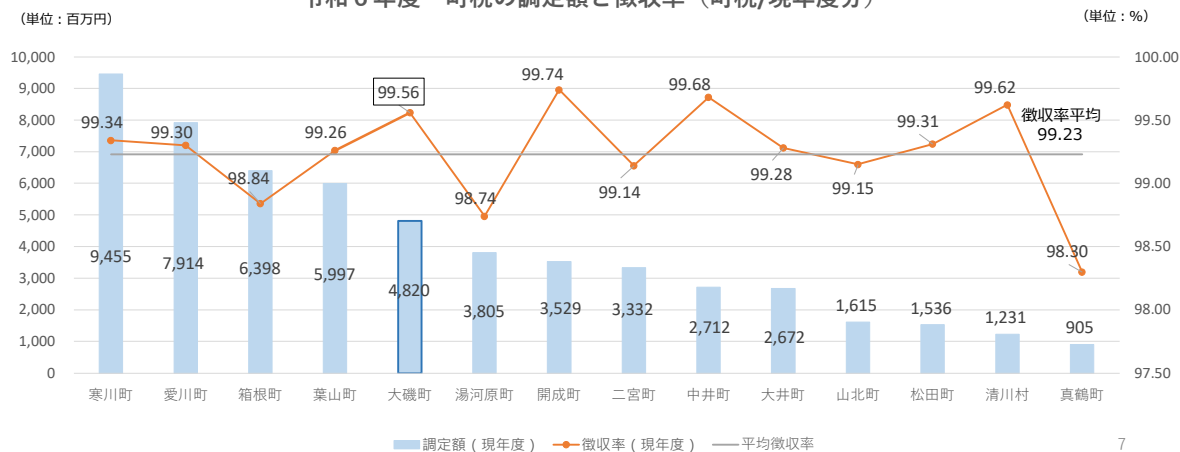


6

(資料3-2) 令和6年度 町税の調定額と徴収率(町税/現年度分)

- 町税の調定額は、寒川町が94億5,500万円で最も大きく、真鶴町が9億500万円で最も小さい。
- 徴収率は、開成町が99.74%で1位、平均は99.23%。
- 大磯町は99.56%で4位。現年度分の徴収率は高い。

令和6年度 町税の調定額と徴収率(町税/現年度分)

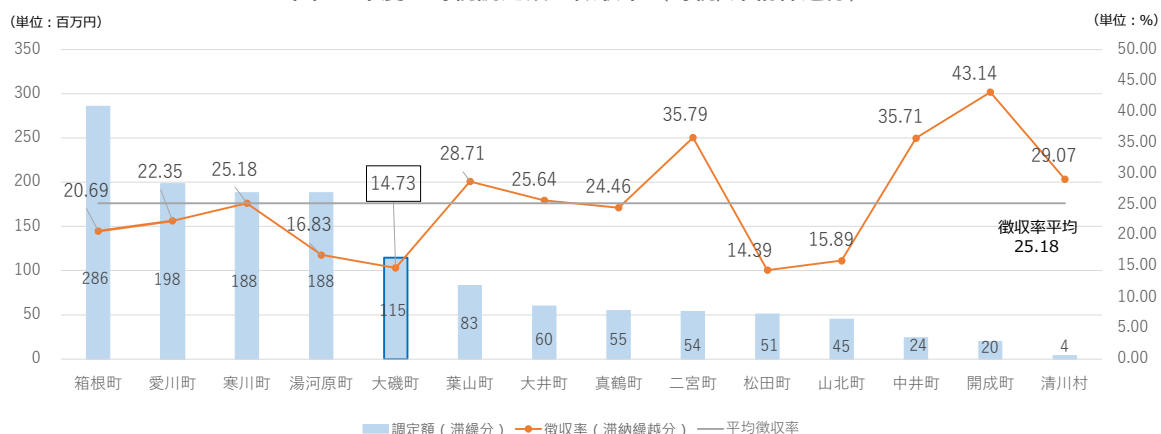


7

(資料3-3) 令和6年度 町税調定額と徴収率(町税/滞納繰越分)

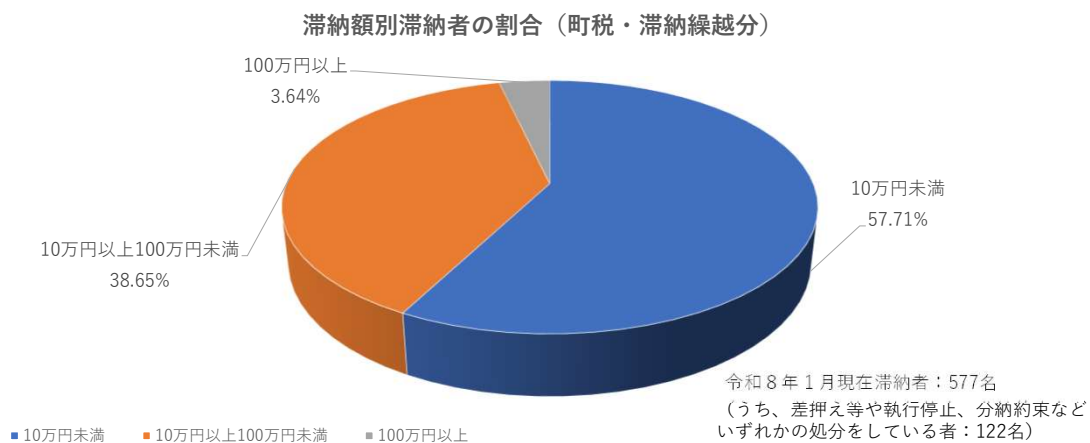
- 調定額は、箱根町が2億8,600万円で最も大きく、清川村が400万円で最も小さい。
- 徴収率は、開成町が43.14%で1位、平均は25.18%。現年度分と比較すると町村間で差がある。
- 大磯町は、収納率14.73%で13位と低迷している。滞繰分に力を入れる必要がある。

令和6年度 町税調定額と徴収率(町税/滞納繰越分)



(資料3-4) 滞納額別滞納者の割合 (町税・滞納繰越分)

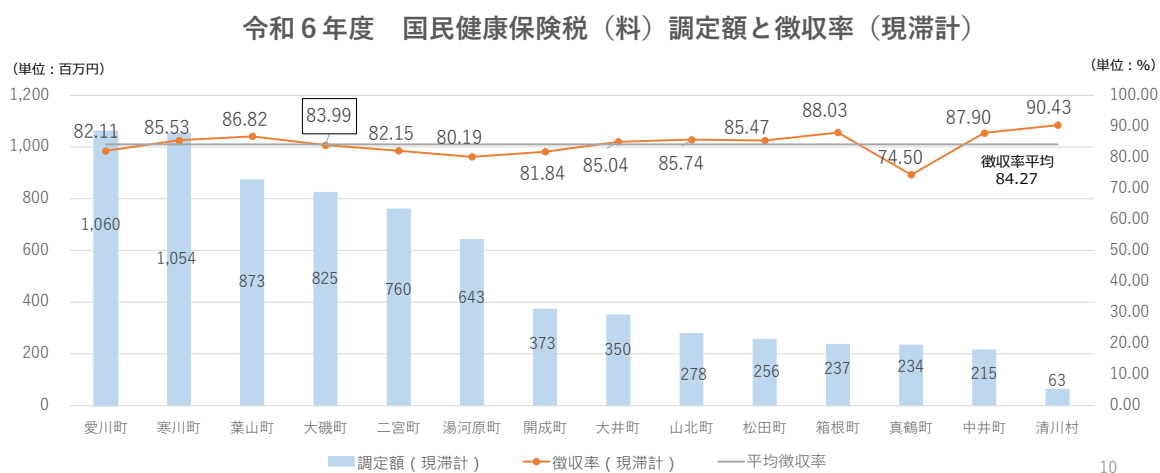
- 滞納額が10万円に満たない少額滞納案件が滞納者全体の約57.71%を占めている。
- 少額案件の滞納整理を効率的に進める必要がある。



9

(資料4-1) 令和6年度 国民健康保険税(料) 調定額と徴収率(現滞計)

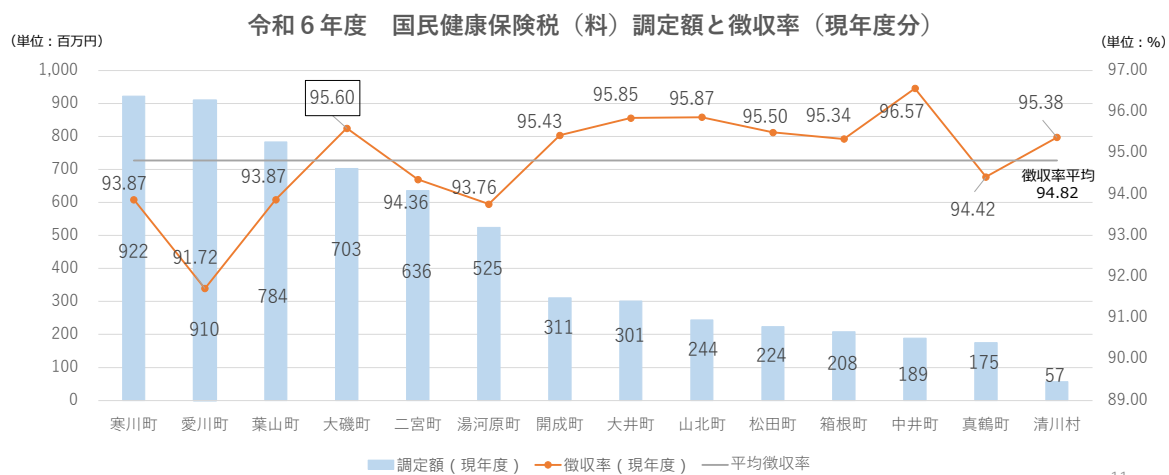
- 調定額は、愛川町が10億6,000万円で最も大きく、清川村が6,300万円で最も小さい。
- 徴収率は、清川村が90.43%で1位、平均は84.27%、大磯町は83.99%で9位。平均並みである。



10

(資料4-2) 令和6年度 国民健康保険税(料) 調定額と徴収率(現年度分)

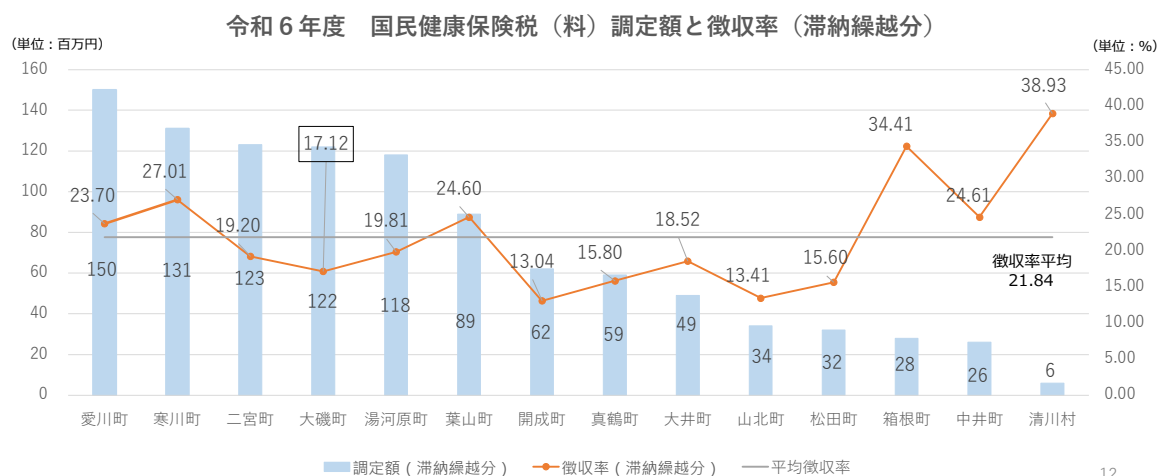
- 調定額は、寒川町が9億2,200万円以最大きく、清川村が5,700万円以最小さい。
- 徴収率は、中井町が96.57%で1位、平均は94.82%。
- 大磯町は95.60%で4位。現年度分の徴収率が高い。



11

(資料4-3) 令和6年度 国民健康保険税(料) 調定額と徴収率(滞納繰越分)

- 調定額は、愛川町が1億5,000万円以最大きく、清川村が600万円以最小さい。
- 徴収率は、清川村が38.93%で1位、平均は21.84%。現年度分と比較すると町村間で差がある。
- 大磯町は、徴収率17.12%で10位と低迷している。滞納繰越分に力を入れる必要がある。

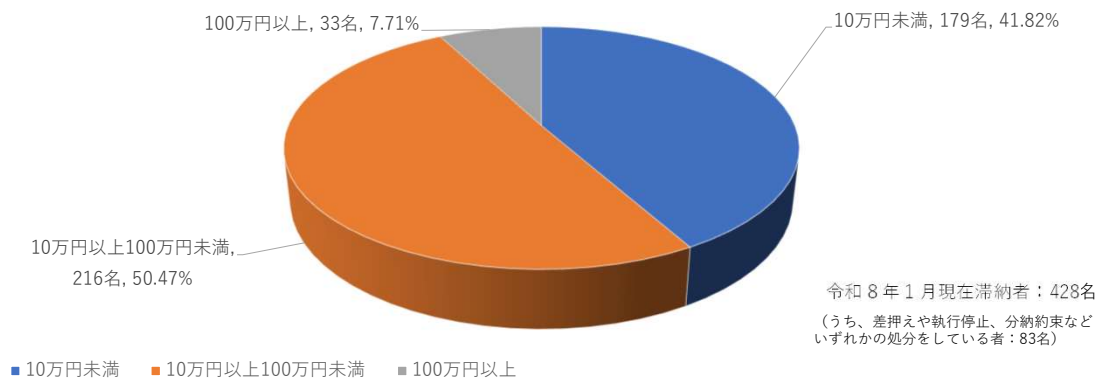


12

(資料4-4) 滞納額別滞納者の割合 (国民健康保険税・滞納繰越分)

- 滞納額が10万円以上の滞納者が滞納者全体の6割近くを占めており、滞納整理を進め、滞納額を削減する必要がある。

滞納額別滞納者の割合 (国民健康保険税・滞納繰越分)

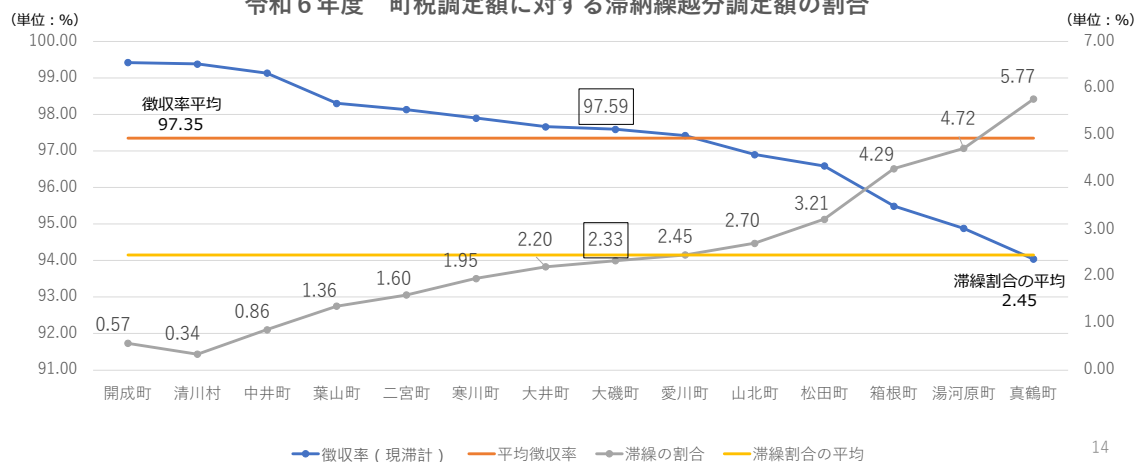


13

(資料5-1) 令和6年度 町税調定額に対する滞納繰越分調定額の割合

- 令和8年1月現在の滞納繰越額町税調定額に占める滞納繰越分調定額の割合は、徴収率が高い町村ほど小さい。
- 滞納繰越の割合は、清川村が0.34%で1位、平均は2.45%。
- 大磯町は2.33%で8位、平均値を若干下回っている。この数値を下げしていく。

令和6年度 町税調定額に対する滞納繰越分調定額の割合

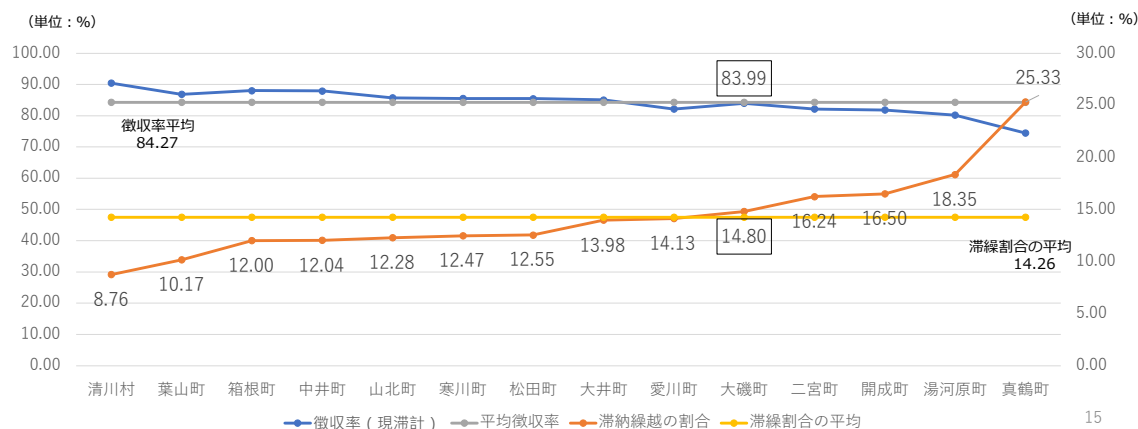


14

(資料5-2) 令和6年度 国民健康保険税(料) 調定額に対する滞納繰越分調定額の割合

- 国民健康保険税の調定額に対する滞納繰越分調定額の割合が一番小さいのは清川村で8.76%。滞納繰越分の割合の平均は14.26%。大磯町は14.80%で10位、平均を若干上回っている。
- 徴収率の高い町村ほど、滞納繰越の割合が小さい。

令和6年度 国民健康保険税(料) 調定額に対する滞納繰越分調定額の割合



大磯町町税等滞納削減のための第5次行動プラン  
令和8年3月策定  
大磯町  
編集 大磯町政策総務部税務課